

伴走支援型特別保証制度の制度改革について

令和5年1月から伴走支援型特別保証制度が改正されます。

主な改正点は以下のとおりです。

また、大分県制度については、従来の「社会経済再活性化資金」の取り扱いを1月6日協会受付分で終了し、1月10日から新制度「経営改善借換資金」を新設して取り扱います。

1. 申込人資格要件

改正後申込人資格要件

- (1)セーフティネット保証4号の認定を受けていること
- (2)セーフティネット保証5号の認定を受けていること
- (3)①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
②売上高総利益率または売上高営業利益率が5%以上減少していること

〈改正ポイント〉

- ・対象となる認定書の追加
セーフティネット保証4号は従来の「コロナ関連」に加え、「突発的災害」も対象になります。
セーフティネット保証5号は売上高等減少に起因するもの「様式第5-(イ)」に加えて原油高等の仕入価格高騰「様式第5-(ロ)」も対象となります。
- ・売上高等減少率要件の緩和(セーフティネット保証5号、一般保証)
改正前の売上高等減少率要件は「**15%以上**」でしたが、改正後は「**5%以上**」に緩和されます。
また、コロナ前決算の月平均売上高等と比較する要件はなくなります。
- ・売上高減少要件確認書の改正

廃止：「売上高減少要件確認書(SN5号売上高等減少率▲15%未満用)」

新設：「売上高総利益率減少要件確認書(一般保証用)」、「売上高営業利益率減少要件確認書(一般保証用)」

2. 既存債務の借換

既存債務の保証割合を維持した借換

100%保証(責任共有対象外)の既往借入金をセーフティネット保証5号または一般保証の本制度で借り換える場合、100%保証の借入として借り換えが可能です。(同額以下借換の場合に限る)

セーフティネット保証借り換えの特例

新型コロナウイルス感染症に係る危機指定期間中(*1)に協会が申込受け付けし、かつ融資が実行されたセーフティネット保証5号を付した借入金について、セーフティネット保証4号を付した本制度で借換ができます。(同額以下借換の場合に限る)

(*1)令和2年2月1日～令和3年12月31日

3. 経営行動計画書

経営行動計画書について、改正が行われました。

制度改革後は、申込時に新書式で作成した経営行動計画書の提出が必要です。

＜変更された項目＞

新設：「4.計画終了時点における将来目標」、「6.収支計画及び返済計画」

追加：「5.具体的なアクションプラン」内に「本資金の活用方法」欄を追加



大分県信用保証協会

詳しいお問い合わせ先

保証部 保証一課 TEL：097-532-8246
保証二課 TEL：097-532-8247